

# 社団法人都市住宅学会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人都市住宅学会（以下「本会」）という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都千代田区富士見二丁目14番36号に置く。

(支部)

第3条 本会は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 都市住宅学に関する学理及びその応用についての研究発表、知識の交換、会員相互及び内外の関連学会との連携共同を行うことにより、都市住宅学の進歩普及を図り、もってわが国の学術の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究会、学術講演会等の開催
- (2) 学会誌、学術図書等の刊行
- (3) 研究及び調査の実施
- (4) 研究の奨励及び研究業績の表彰
- (5) 関連学術団体との連絡及び協力
- (6) 国際的な研究協力の推進
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の趣旨に賛同し、かつ、都市住宅に関して学識経験を有する個人とする。
- (2) 準会員 本会の趣旨に賛同し、かつ、都市住宅に関連する教育を受けている正会員以外の個人とする。
- (3) 賛助会員 本会の趣旨に賛同し、かつ、本会の事業を賛助する個人又は法人その他の団体とする。
- (4) 名誉会員 本会の趣旨に賛同し、かつ、都市住宅の発展に関して功績が特に顕著な者で、理事会において推薦された個人とする。

第9条 会員の資格の変更は、入会の手続に準ずる。ただし、準会員は、教育課程の修了等により正会員となり、入会手続を必要としない。

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、正会員1名以上の紹介により入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(入会金及び会費)

第8条 本会の入会金及び会費は、別に定める。

- 2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
- 3 既納の入会金及び会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格の変更)

第9条 会員の資格の変更は、入会の手続に準ずる。ただし、準会員は、教育課程の修了等により正会員となり、入会手続を必要としない。

(資格の喪失)

第10条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人が解散したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、会長が除名することができる。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に違反する行為があったとき。
- (2) 本会の会員としての義務に違反したとき。
- (3) 会費を2年以上滞納したとき。

## 第4章 役員及び職員

(役員)

第13条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内（うち、会長1名、副会長2名及び常務理事5名以上7名以内）
- (2) 監事 2名

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 会長は、理事会において理事の中から選任する。
- 3 副会長は、会長が理事の中から指名する。
- 4 常務理事は理事の互選により選任する。
- 5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第15条 会長は、本会の業務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序により、副会長がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会の議決に基づき、日常の事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。
- 4 理事は、理事会を組織して、この定款に定めるもののほか、本会の総会の権限に属する

事項以外の事項を議決し、執行する。

(監事の職務)

第16条 監事は、本会の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、総会又は文部科学大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会を招集すること。

(顧問)

第17条 本会に、顧問10名以内を置くことができる。

- 1 顧問の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 顧問は、会長が理事会の同意を得て委嘱する。
- 3 顧問は、会務に関する重要な事項について会長の諮問に応じるものとする。

(役員任期)

第18条 本会の役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現在者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(役員解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

第20条 役員は、有給とすることができる。

- 2 役員報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

(職員)

第21条 本会の事務を処理するため、必要な職員を置く。

- 2 職員は、会長が任免する。
- 3 職員は有給とする。

## 第5章 会議

(理事会の招集等)

第22条 理事会は、毎年4回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 2 理事会の議長は、会長とする。

(理事会の定足数等)

第23条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の者が出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は、

出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の構成)

第24条 総会は、第6条第1号の正会員をもって組織する。

(総会の招集)

第25条 通常総会は、毎年1回以上会長が招集する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。

3 前項のほか、正会員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求があった日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくとも30日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、会議のつど、出席正会員の互選で定める。

(総会の議決事項)

第27条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 財産目録及び貸借対照表についての事項
- (4) その他本会の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(総会の定足数等)

第28条 総会は、正会員現在数の2分の1以上の者が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の会員を代理人として評決を委任した者は、出席者とみなす。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、正会員である出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員への通知)

第29条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通知する。

(議事録)

第30条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名以上が署名押印の上、これを保存する。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次のとおりとする。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入

- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

#### (資産の種類別)

第 32 条 本会の資産を分けて、基本財産と運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

#### (資産の管理)

第 33 条 本会の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等確実な方法により、会長が保管する。

#### (基本財産の処分の制限)

第 34 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、本会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

#### (経費の支弁)

第 35 条 本会の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

#### (事業計画及び収支予算)

第 36 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が編成し、理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に、文部科学大臣に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

#### (収支決算)

第 37 条 本会の収支決算は、会長が作成し財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会及び総会の承認を受けて毎会計年度終了後 3 月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 本会の収支決算に収支差額があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

#### (長期借入金)

第 38 条 本会が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

#### (新たな義務の負担等)

第 39 条 第 38 条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支決算で定めるものを除くほか、本会が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。

#### (会計年度)

第 40 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第7章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第41条 この定款は、理事現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

### (解散)

第42条 この法人の解散は、理事現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

### (残余財産の処分)

第43条 本会の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び正会員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、本会の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

## 第8章 補則

### (書類及び帳簿の備付等)

第44条 本会の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 定款
  - (2) 会員の名簿
  - (3) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
  - (4) 財産目録
  - (5) 資産台帳及び負債台帳
  - (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
  - (7) 理事会及び総会の議事に関する書類
  - (8) 処務日誌
  - (9) 官公署往復書類
  - (10) 収支予算書及び事業計画書
  - (11) 収支計算書及び事業報告書
  - (12) 貸借対照表
  - (13) 正味財産増減計算書
  - (14) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類、及び同項第10号から第13号までの書類は永年、同項第6号の帳簿及び書類は10年以上、同項第8号、第9号及び第14号の書類は1年以上保存しなければならない。
- 3 第1項第1号、第2号及び、第4号の書類、同項第10号から第13号までの書類、並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

### (細則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

### 附則

- 1 第40条の規定にかかわらず、本会設立当初の会計年度は、平成12年6月30日から平成13年3月31日までとする。
- 2 第14条の規定にかかわらず、本会設立当初の理事及び監事は次のとおりとする。  
理 事 (会長) 巽 和夫

理事	(副会長)	小林	重敬
理事	(副会長)	丸山	英気
理事	(常務理事)	大村	謙二郎
理事	(常務理事)	八田	達夫
理事	(常務理事)	広原	盛明
理事	(常務理事)	舟橋	國男
理事	(常務理事)	森保	洋之
理事		阿部	泰隆
理事		大村	芙美雄
理事		北山	啓三
理事		小森	星児
理事		島崎	勉
理事		谷口	汎邦
理事		中島	明子
理事		服部	岑生
理事		舟場	正富
理事		三井所	清典
理事		三宅	醇
理事		森泉	陽子
監事		園田	眞理子
監事		福井	秀夫

3 従来都市住宅学会に属した権利義務の一切は、本会が継承する。